

Ⅱ 時間制運賃表

(単位:円)

種 別			車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
			局 別				
基 礎 額	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	33,250	39,840	53,240	68,890
			東北	33,160	39,880	52,610	68,440
			関東	39,380	46,640	60,090	76,840
			北陸信越	34,630	41,160	54,400	70,020
			中部	36,390	43,230	56,440	73,120
			近畿	37,640	43,920	57,690	73,970
			中国	34,740	41,760	55,200	70,430
			四国	33,140	40,640	53,870	69,470
			九州	33,770	40,740	53,860	69,700
			沖縄	31,310	37,550	50,420	66,390
	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	19,950	23,900	31,940	41,330
			東北	19,900	23,930	31,570	41,060
			関東	23,630	27,980	36,050	46,100
			北陸信越	20,780	24,700	32,640	42,010
			中部	21,830	25,940	33,860	43,870
			近畿	22,580	26,350	34,610	44,380
			中国	20,840	25,060	33,120	42,260
			四国	19,880	24,380	32,320	41,680
			九州	20,260	24,440	32,320	41,820
			沖縄	18,790	22,530	30,250	39,830
加 算 額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに		北海道	350	410	630	930
			東北	340	410	630	920
			関東	350	410	630	930
			北陸信越	340	410	630	920
			中部	340	410	630	920
			近畿	340	410	630	920
			中国	340	410	630	920
			四国	340	410	630	920
			九州	340	400	630	920
			沖縄	340	410	630	920
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに (4時間制の場合であって、午前から午後にあたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。)		北海道	2,790	2,930	3,150	3,700
			東北	2,780	2,910	3,130	3,680
			関東	3,710	3,890	4,180	4,920
			北陸信越	2,990	3,140	3,380	3,970
			中部	3,310	3,480	3,740	4,400
			近畿	3,430	3,600	3,870	4,550
			中国	3,060	3,210	3,450	4,060
			四国	2,890	3,030	3,260	3,830
			九州	2,940	3,090	3,320	3,900
			沖縄	2,550	2,680	2,880	3,380

Ⅲ 個建運賃

運送区間ごとに最低積載個数又は重量のいずれか及びこれらに基づく最低保証料を設定した上で、次の式により算出した1個又は1重量あたりの運賃を適用することができる。

$$(\text{車種別のキロ程に応じた距離制運賃又は車種別の時間制運賃のいずれか及びこれらの運賃に付随する料金}) \div \{(\text{最大積載個数又は重量}) \times \text{基準積載率}(80\%)\}$$

※〇〇は、各運送事業者において設定するものとする。

Ⅳ 運賃割増率

【速達割増等】

次の(1)又は(2)に該当する貨物の運送契約をする場合には、当該(1)又は(2)に掲げる割増率を適用することができる。ただし、(1)の割増率を適用する場合においても、Ⅷに定める有料道路利用料は別に実費として収受するものとする。

(1) 通常想定される配達予定日時よりも早く配達を希望した場合 5割

(2) 有料道路の利用が認められない場合

有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃について2割以上

※〇は、各運送事業者において設定するものとする。

※(1)については、積み合わせを前提として、荷主が十分なリードタイムを確保可能な配達を希望した場合には、〇割を割り引いた運賃を設定することができる。

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	小型車、中型車、大型車又はトレーラーの2割
海上コンテナ輸送車	トレーラーの4割
セメントバルク車	大型車又はトレーラー車の2割
ダンプ車	大型車の2割
コンクリートミキサー車	大型車の2割
タンク車 石油製品輸送車	大型車又はトレーラー車の3割
化成品輸送車	大型車又はトレーラー車の4割
高圧ガス輸送車	大型車又はトレーラー車の5割以上

※高圧ガス輸送車については、内容物に対応したタンク仕様により車両本体価格が高額となる場合があることから5割以上とした。

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離に限る	2割
-------------------------	----

V 待機時間料

時間 \ 車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,680 円	1,760 円	1,890 円	2,220 円
VIに定める積込料・取卸料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額	2,010 円	2,110 円	2,270 円	2,670 円

VI 積込料・取卸料、附帯業務料

【積込料・取卸料】

時間/内容 \ 車種別		小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分までごとに発生する金額	フォークリフト又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,080 円	2,180 円	2,340 円	2,750 円
	手積みの場合	2,000 円	2,100 円	2,260 円	2,650 円
Vに定める待機時間料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額	フォークリフト又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,490 円	2,610 円	2,810 円	3,300 円
	手積みの場合	2,400 円	2,520 円	2,710 円	3,180 円

【附帯業務料】

附帯業務を行った場合には、運賃とは別に実費として収受

VII 利用運送手数料

運賃の10%を当該運賃とは別に収受

VIII 有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより収受

IX その他実費として収受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

X 燃料サーチャージ

1. 以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

基準価格:120.00円/L (※)

改定の刻み幅:5.00円/L

改定条件:改定の刻み幅5.00円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

廃止条件:軽油価格が120.00円/Lを下回った時点で、翌月から廃止する。

計算式:(距離制運賃)

走行距離(km)÷車両燃費(km/L)×算出上の燃料価格上昇額(円/L)

(時間制運賃)

平均走行距離(km)÷車両燃費(km/L)×算出上の燃料価格上昇額(円/L)

(個建運賃)

1個又は1重量あたりの運賃の算出にあたって用いた距離制運賃又は時間制運賃の計算式に準ずる

※標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を120.00円/Lとして算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も120.00円/Lとして設定している。
各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」(平成24年5月16日最終改定)も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の燃料価格上昇額テーブルは下表のとおりとする。

調達している軽油価格		燃料サーチャージ 算出上の代表価格	燃料サーチャージ 算出上の燃料価格 上昇額
基準価格		120.00 円	—
～ 120.00 円/L		廃止	
120.00 超	～ 125.00 円/L	122.50 円/L	2.50 円/L
125.00 超	～ 130.00 円/L	127.50 円/L	7.50 円/L
130.00 超	～ 135.00 円/L	132.50 円/L	12.50 円/L
135.00 超	～ 140.00 円/L	137.50 円/L	17.50 円/L
140.00 超	～ 145.00 円/L	142.50 円/L	22.50 円/L
145.00 超	～ 150.00 円/L	147.50 円/L	27.50 円/L
150.00 超	～ 155.00 円/L	152.50 円/L	32.50 円/L
155.00 超	～ 160.00 円/L	157.50 円/L	37.50 円/L
160.00 超	～ 165.00 円/L	162.50 円/L	42.50 円/L
165.00 超	～ 170.00 円/L	167.50 円/L	47.50 円/L
170.00 超	～ 175.00 円/L	172.50 円/L	52.50 円/L
175.00 超	～ 180.00 円/L	177.50 円/L	57.50 円/L
180.00 超	～ 185.00 円/L	182.50 円/L	62.50 円/L
185.00 超	～ 190.00 円/L	187.50 円/L	67.50 円/L
190.00 超	～ 195.00 円/L	192.50 円/L	72.50 円/L
195.00 超	～ 200.00 円/L	197.50 円/L	77.50 円/L
200.00 超	～ 205.00 円/L	202.50 円/L	82.50 円/L

※算出上の代表価格は、刻み幅の中間値とした。

※算出上の燃料価格上昇額は、(算出上の代表価格－基準価格)とした。

※軽油価格が、205.00円/Lを上回った場合は、改定の刻み幅5.00円/Lの幅で算出上の代表価格及び算出上の燃料価格上昇額を算出するものとする。

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおりとする。

車種	燃費
小型車（2 t クラス）	7 km/L
中型車（4 t クラス）	5 km/L
大型車（10 t クラス）	3 km/L
トレーラー（20 t クラス）	2 km/L

※〇〇は、各運送事業者において設定するものとする。

4. 時間制運賃の場合のサーチャージ額算出のための条件（平均走行距離）は以下のとおりとする。

車種	8 時間制	4 時間制
小型車（2 t クラス）	100km	50km
中型車（4 t クラス）	130km	60km
大型車（10 t クラス）	130km	60km
トレーラー（20 t クラス）	130km	60km

5. 端数処理

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

XI その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。